仕様書

１．概　要

（１）件名

武蔵野市の公共施設（高圧２６契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

（２）需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

２．仕　様

（１）需要場所ごとの情報

予定契約電力、使用電力量、再生可能エネルギー供給比率等は別紙に掲げるとおり

（２）需給期間

次のア及びイに掲げる施設の区分ごとに、当該ア及びイに定めるとおり。

ア 対象施設（別紙１－１）

令和９年４月１日の０：００から令和１０年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで。

イ 対象施設（別紙１－２）

令和９年４月１日以後の最初の検針日の０：００から令和１０年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで。

（３）需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

（４）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（５）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（６）供給条件

次のア、イ及びウの条件を満たすこと。

ア 供給電力は、供給期間中の実使用電力量の全量に相当する、「ＲＥ１００ ＴＥＣＨＮＩＣＡＬ ＣＲＩＴＥＲＩＡ（2025年４月改定）」の要件を満たす再生可能エネルギー由来100％の電力とする。契約期間中に改定が発生し、改定内容が契約期間内において適用される場合は、改定後の契約期間においての供給電力は、改定後の内容を適用すること。

イ 供給電力のメニューごとの調整後排出係数※は０．０００００００ｔ－ＣＯ２／ｋＷｈとすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

ウ 供給条件を遵守していることを示す書類を提出すること。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出

は不要とする。

（７）供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（８）検針日及び計量日

ア 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

（１）電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア　単価固定型契約（※30分単位市場価格完全連動型契約を除き、燃料費調整及び市場価格調整を適用する契約を含む）

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５までを合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価（時間帯区分ごとの設定も可）を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。電力量料金単価に月ごとの燃料費調整額を適用する場合は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が公表する電気需給約款の算定諸元に準じることとし、市場価格調整額を適用する場合は、JEPXエリアプライスの月平均価格（複数月の平均価格や時間帯区分毎の平均価格の設定も可）やスポット取引手数料等を加算するなどの受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準単価に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に算定諸元の変更に関する改定が生じた場合は、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。ただし、受注者が独自に定め、公開している算定諸元については、変更を認めない。

①－３　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別途単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費等調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－５　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

②　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第３位で四捨五入することとする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ　単価変動型契約（30分単位市場価格完全連動型契約）

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５までを合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別途単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－５　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

②　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第３位で四捨五入することとする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

（２）　電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金及び３０分値を確認できるWEBページを提供するとともに、当該WEBページにアクセスするためのID及びパスワードを発行すること。

（３）　電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求対象施設に係る契約を所管する部署に対し、電子媒体により請求額が確定した旨を通知するとともに、次のいずれかの方法により請求書及び利用明細を交付するものとする。

・電子メールに添付して送付する方法

・発注者が専用のWEBページからダウンロードする方法

・紙面により交付する方法

ウ　口座引落登録が完了するまでの間に請求が発生した際など、請求書の紙面による交付が必要となる場合は、受注者は、請求書を施設ごとに作成し、施設担当課宛てに郵送すること。なお、請求内訳は施設ごとに分けて整理し、施設担当課宛てに郵送するか、又はWEBページで確認できるものとする。

４．入札金額算出方法

（１）単価固定型契約（※30分単位市場価格完全連動型契約を除き、燃料費調整及び市場価格調整を適用する契約を含む）

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②電力量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間を通じて同一単価とする。

④燃料費調整額を適用する場合は、燃料費調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤市場価格調整額を適用する場合は、JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

⑥容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑦託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑧入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑨請求書紙面発行が有償となる場合は、入札金額に１２か月分の紙面発行費用を含めること。

（２）単価変動型契約（30分単位市場価格完全連動型契約）

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②電力量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間を通じて同一単価とする。

④JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧請求書紙面発行が有償となる場合は、入札金額に１２か月分の紙面発行費用を含めること。

５．受注者の留意事項

（１）　検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

（２）　緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

（３）　使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（４）取次店

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（５）支払方法

電気料金の支払方法は、納付書又は口座振替によること。口座振替による場合は、発注者の指定金融機関（三菱UFJ銀行）の口座振替による引き落としが可能な状態にしておくこと。

６．重要事項

（１）受注者（候補者を含む。）は、次のアからオまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の送配電事業者が定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ　協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ　受注者は、直近１年以内に債務超過の状態にないこと、また会社更生法の適用を受けていないこと。

エ　受注者は、直近１年以内に小売電気事業に関し、電力・ガス取引監視等委員会又は経済産業大臣から、電気事業法に基づく業務改善勧告又は業務改善命令を受けていないこと。

オ　受注者は、供給開始前までに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの物品の競争入札参加資格を取得していること。

（２）その他

力率の変動その他の要因による電気料金の調整については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款、みなし小売電気事業者の供給条件及び受注者の標準供給約款等を参考として、発注者及び受注者が協議のうえ別途定める。

以　上